

議案第67号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月25日(水)

こども未来部幼保支援課

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

令和8年3月2日付けで公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府・文部科学省令が公布され、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)における規定が改正されたことを受け、大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例についても同府省令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠となる幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)の規定が改正されたため

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3 改正内容

- ・ 満3歳以上の学級編制基準を原則35人以下から原則30人以下に引き下げ
近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要である。こうした状況を踏まえ、幼保連携型認定こども園等の満3歳以上の学級編制基準を原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。
- ・ 主務保育教諭等の規定の追加
幼保連携型認定こども園の園児の教育及び保育をつかさどり、保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務保育教諭等の職を創設する。

4 施行期日

令和8年4月1日から施行

5 経過措置

施行日において、現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の子どもの数については、令和14年3月31日までは、原則35人以下とすることができる。

6 改正部分の抜粋

現行	改正後
(学級の編制の基準)	(学級の編制の基準)
<p>第16条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	<p>第16条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>30人以下</u>を原則とする。</p>
(職員の数等)	(職員の数等)
<p>第17条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに専任の主幹保育教諭、指導保育教諭 又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第8条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師の職にある者に限る。次項、第5項、第8項及び附則第7条から第10条までにおいて「職員」という。)の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p>	<p>第17条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第8条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師の職にある者に限る。次項、第5項、第8項及び附則第7条から第10条までにおいて「職員」という。)の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p>

〈令和8年2月市議会通常会議 議案第67号〉

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後
<p>(職員の数等)</p> <p>7 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p>	<p>(職員の数等)</p> <p>7 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>、養護教諭又は養護助教諭</p>
<p>附 則</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p>
<p>第8条 当分の間、幼保連携型認定こども園に置く職員については、第17条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者をもって、これに代えることができる。ただし、当該各号に掲げる者が教育課程に基づく教育に従事することができるのは、職員の補助者として従事する場合に限る。</p> <p>(1) 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)</p>	<p>第8条 当分の間、幼保連携型認定こども園に置く職員については、第17条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者をもって、これに代えることができる。ただし、当該各号に掲げる者が教育課程に基づく教育に従事することができるのは、職員の補助者として従事する場合に限る。</p> <p>(1) 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)</p>